

## 有害物質一覧（水質汚濁防止法施行令第2条）

1. カドミウム及びその化合物
2. シアン化合物
3. 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限る）
4. 鉛及びその化合物
5. 六価クロム化合物
6. 砒素及びその化合物
7. 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8. ポリ塩化ビフェニル
9. トリクロロエチレン
10. テトラクロロエチレン
11. ジクロロメタン
12. 四塩化炭素
13. 1,2-ジクロロエタン
14. 1,1-ジクロロエチレン
15. 1,2-ジクロロエチレン
16. 1,1,1-トリクロロエタン
17. 1,1,2-トリクロロエタン
18. 1,3-ジクロロプロペン
19. チウラム
20. シマジン
21. チオベンカルブ
22. ベンゼン
23. セレン及びその化合物
24. ほう素及びその化合物
25. ふっ素及びその化合物
26. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27. 塩化ビニルモノマー
28. 1,4-ジオキサン